

1. A2 訪問型サービス(独自)介護予防介護訪問型サービス(現行相当)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位	算定単位
A2	コード							
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		1176	1月	
A2	2111	訪問型独自サービス11日割り			日割の場合 ÷ 30.4日	39	1日	
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合		2349	1月	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割り			日割の場合 ÷ 30.4日	77	1日	
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合		3727	1月	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割り			日割の場合 ÷ 30.4日	123	1日	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割り			日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23	1月	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割り			日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37	1月	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割り			日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位の10%減算	1月	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位の15%減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位の12%減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位の15%加算		
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割り				所定単位の15%加算	1日	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位の15%加算	1回	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位の10%加算	1月	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割り				所定単位の10%加算	1日	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位の10%加算	1回	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位の5%加算	1月	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割り				所定単位の5%加算	1日	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数				所定単位の5%加算	1回	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200単位	200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	二 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算		200
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	50	1回
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ			(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位の245/1000	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位の224/1000	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位の182/1000	
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位の145/1000	
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1			(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) 所定単位の221/1000			
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) 所定単位の208/1000			
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) 所定単位の200/1000			
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) 所定単位の187/1000			

A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算V5	へ 介護職員等処遇改善加算	(五)介護職員等処遇改善加算(V)(5) (V)	(五)介護職員等処遇改善加算(V)(5) 所定単位の184/1000		1月
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算V6			(六)介護職員等処遇改善加算(V)(6) 所定単位の163/1000		
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算V7			(七)介護職員等処遇改善加算(V)(7) 所定単位の163/1000		
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算V8			(八)介護職員等処遇改善加算(V)(8) 所定単位の158/1000		
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算V9			(九)介護職員等処遇改善加算(V)(9) 所定単位の142/1000		
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算V10			(十)介護職員等処遇改善加算(V)(10) 所定単位の139/1000		
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算V11			(十一)介護職員等処遇改善加算(V)(11) 所定単位の121/1000		
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算V12			(十二)介護職員等処遇改善加算(V)(12) 所定単位の118/1000		
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算V13			(十三)介護職員等処遇改善加算(V)(13) 所定単位の100/1000		
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算V14			(十四)介護職員等処遇改善加算(V)(14) 所定単位の76/1000		

※事業費においては、地域加算1単位10.21円として算定する。(ただし住所地特例者においてはその者が利用する事業所所在地における地域加算を用いる)

※同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。